

○三郷市まちづくり委員会条例

昭和 5 9 年 1 2 月 1 2 日

条例第 2 2 号

改正 平成 1 1 年 6 月 1 4 日 条例第 6 号

平成 1 6 年 1 月 2 0 日 条例第 1 号

平成 1 9 年 1 2 月 1 3 日 条例第 3 6 号

平成 2 0 年 1 2 月 1 1 日 条例第 3 2 号

平成 2 7 年 6 月 1 8 日 条例第 1 9 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、三郷市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、基本構想、基本計画及び地方版総合戦略の策定に関し、必要な調査及び審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の代表者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、諮問事項に係る答申の日をもって満了とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員の身分

を失う。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画総務部企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年条例第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成１１年６月１４日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１６年１月２０日条例第１号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年１２月１３日条例第３６号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年１２月１１日条例第３２号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２７年６月１８日条例第１９号）
この条例は、公布の日から施行する。